

参考資料 1

新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議の開催について

〔令和4年4月28日〕
〔内閣官房長官決裁〕

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症への政府の対応に関する以下の点について意見を求めるため、「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

- ① 新型コロナウイルス感染症発生以降これまでの、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対応や、保健・医療の提供体制の構築の対応等の整理及び評価に関する事項
- ② 上記の対応に係る中長期的観点からの課題の整理に関する事項

2. 構成

- (1) 会議は、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣の下に開催する。
- (2) 会議の構成は、別紙のとおりとする。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

- (1) 会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- (2) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議運営要領

新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 会議は、非公開とする。
2. 会議で配布された資料は、原則として、各回の会議終了後、速やかに公表する。
3. 会議の内容については、各回の会議終了後、事務局がブリーフィングを実施する。
4. 議事録は、本会議の議論の終了後、公表する。それまでの間、各回の会議終了後、発言者名を付さない形で速やかに議事概要を公表する。